

# 答申書

## 第1 松山市文書法制審議会の結論

松山市長（以下「実施機関」という。）が、平成30年11月30日付け30松（建指）第998号でした行政情報の一部を公開する決定処分のうち、非公開とされた「①近隣関係者名簿3枚目10行部分の意見」部分（以下「①部分」という。）は公開すべきであり、「②同8枚目5行部分の要望：別紙記載」部分の別紙（以下「②部分別紙」という。）を非公開とした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公開請求

審査請求人は、平成30年11月16日、実施機関に対し、松山市情報公開条例（平成12年条例第61号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき行政情報の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

### 2 部分公開決定処分

実施機関は、平成30年11月30日、審査請求人に対し、条例第11条第1項の規定に基づき本件公開請求に係る行政情報の一部を公開する決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

### 3 開示請求

審査請求人は、平成30年12月3日、実施機関に対し、松山市個人情報保護条例（平成16年条例第29号）第14条第1項の規定に基づき個人情報の開示を請求した。

### 4 審査請求

審査請求人は、平成30年12月10日、審査庁たる実施機関に対し、本件処分についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

### 5 部分開示決定処分

実施機関は、平成30年12月12日、審査請求人に対し、松山市個人情報保護条例第20条第1項の規定に基づき上記3の開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定処分（以下「本件開示決定」という。）をした。

#### 6 松山市文書法制審議会への諮問等

実施機関は、平成31年2月18日、本件審査請求について、条例第20条第1項の規定に基づき松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会情報公開分科会は、松山市文書法制審議会条例（平成28年条例第7号）第6条第1項第1号の定めるところにより、本件審査請求について調査審議することとした。

#### 第3 本件公開請求に係る行政情報の名称又は内容

中高層建築物の建築計画説明実施報告書○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○（以下「実施報告書」という。）

#### 第4 本件公開請求に係る行政情報の特定

実施機関は、実施報告書が平成29年9月26日付けで市に提出されていることから、実施報告書並びにその添付書類である中高層建築物の建築計画説明事項一覧表、中高層建築物の説明を行った近隣関係者名簿、町内会範囲図、近隣説明範囲図及び日影図を本件公開請求に係る行政情報と特定した。

#### 第5 本件処分の内容

実施機関は、個人の氏名（町内会長及び代表者氏名を除く。）、印影、住所、電話番号、中高層建築物の説明を行った近隣関係者名簿内の番号、意見要望等の一部、町内会範囲図、近隣説明範囲図、日影図内の配置番号及び法人の印影を除き、公開を決定した。

#### 第6 処分の理由

条例第7条の非公開情報（同条第2号本文及び第3号アに該当）が含

まれているため、非公開情報を除いて公開した。

## 第7 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求書

#### (1) 審査請求の趣旨

「①部分及び②部分別紙を公開する」との裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

個人名を除く意見要望事項並びにそれに対する事業者の回答及び対応は、地域住民の共有情報であり、個人情報秘匿にはなじまない情報である。

特に、②部分について、保存していないのであれば公務員の不作為であり、公開できないのであれば黒塗りのページが添付されるはずである。

### 2 平成30年12月17日付け回答書

本件開示決定により開示された情報は、審査請求人自身の個人情報である。

本件審査請求で公開を求めているのは、地域住民の共有情報であり、個人情報とは別物であるので、①部分につき本件審査請求により回復すべき法律上の利益がある。

### 3 平成31年2月8日付け反論書

意見要望欄の「要望：特になし」の情報は公開されているにもかかわらず、①部分と②部分別紙は非公開となっている。これらの情報は全て同等の重みを持つのであるから、「要望：特になし」の情報のみ公開しているのは不公平である。

②部分別紙につき、実施機関の担当者は事業者に返却したというが、事業者に再提出を求めるなどして速やかに復旧して保存すべきである。

## 第8 実施機関の主張の要旨

### 1 本案前の弁明

#### (1) 本案前の弁明の趣旨

本件審査請求のうち、①部分の公開を求める部分を却下するとの裁決を求める。

(2) 本案前の弁明の理由

審査請求を行うことができる者は、「当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」と解されている。

そして、本件では、審査請求人は、本件開示決定により①部分の開示を受けているため、法律上保護された利益を侵害されたとはいえず、本件審査請求をする法律上の利益は失われている。

2 本案の弁明

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 本案の弁明の理由

ア ①部分について

条例第7条第2号の規定は、個人のプライバシーの保護を図るため、特定の個人を識別することができる情報等を原則として非公開とすることを定めたものと解される。

そして、氏名等を明らかにしなかった場合であっても、他の情報と組み合わせるなどした場合には、特定の個人を識別できることがある。

また、条例第3条の規定は、個人に関する情報は、最大限保護されるべきであり、正当な理由なく公にされないようにしなければならない旨を定めている。

よって、個人に関する情報である①部分を条例第7条第2号本文の非公開情報と判断し、部分公開決定を行った本件処分は、相当なものである。

なお、事業者が提出した実施報告書は、審査請求人が主張するような地域住民の共有情報ではなく、また、地域住民の共有情報であれば公開できるという規定もないことから、公開の可否は、条例第

7条の規定に沿って判断すべきである。

イ ②部分別紙について

②部分別紙は、松山市中高層建築物の建築に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）の規定に基づき提出された実施報告書に添付されていたものである。

指導要綱は、中高層規模の建築計画を近隣関係者が一切知らされることなく工事が始まることが社会問題となったことから、近隣関係者に一定規模以上の建築物の建築計画内容を建築確認申請書類の提出前に知ってもらうことを目的としている。

そして、近隣関係者が説明会に出席し、建築計画内容を知った時点で、指導要綱の目的は果たされており、②部分別紙は不要であるため、返却した。

よって、市は②部分別紙を保有しておらず、行政情報が存在しないので、公開することはできない。

## 第9 当審議会の判断の理由

### 1 本件審査請求の争点

前記第7の審査請求人の主張の要旨及び第8の実施機関の主張の要旨によれば、本件審査請求の争点は、次の3点である。

- (1) ①部分について、審査請求によって回復すべき法律上の利益があるか。
- (2) ①部分について、回復すべき法律上の利益がある場合は、特定された行政情報のうち、非公開とされた部分の非公開決定は妥当か。
- (3) ②部分別紙について、該当する行政情報が存在しないことによる非公開決定は妥当か。

### 2 争点(1)についての判断

①部分について、審査請求によって回復すべき法律上の利益があるかについて判断する。

- (1) 審査請求をすることができる者につき、最高裁判所昭和53年3月14日第三小法廷判決では、「当該処分について不服申立をする法律

上の利益がある者，すなわち，当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」と判示されている。

(2) そして，審査請求人は，①部分について，本件処分では非公開とされたが，本件開示決定により開示を受けたことは，本件審査請求において争いがない。

(3) これらのことから，実施機関は，①部分に関し，審査請求人が本件審査請求をする法律上の利益は失われていると主張するが，当審議会は，当該法律上の利益は失われていないと判断する。その理由は，次のとおりである。

(4) 上記判決のとおり，審査請求をすることができる者は，処分により自己の権利又は法律上保護された利益を侵害された者をいうところ，審査請求人が，本件処分で①部分を非公開とされたことにより，情報公開制度により①部分の内容を知る権利又は利益が侵害されたことは明らかである。

その後，審査請求人は，本件開示決定により①部分の開示を受けたが，これは，あくまで松山市個人情報保護条例に基づくものであって，情報公開制度に基づき公開されたものではない。

すなわち，実質的に①部分の内容を知ったからといって，情報公開制度に基づき①部分の公開を求める権利又は利益は，なお審査請求人に残されているとみるべきであって，これに反する実施機関の主張は認めることができない。

(5) 以上のとおり，当審議会は，①部分につき，審査請求人が本件審査請求によって回復すべき法律上の利益があると判断する。

なお，上記判断に照らせば，本件審査請求で回復すべき法律上の利益は，審査請求人が主張するような地域住民の共有情報としての利益でないことも，また明らかである。

### 3 争点(2)についての判断

上記2のとおり，①部分には回復すべき法律上の利益があることから，その非公開決定の妥当性について判断する。

(1) 実施機関の主張によれば、①部分は、条例第7条第2号本文の非公開情報に該当するとされているところ、同号本文では、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものを非公開とすることを定めている。

(2) そのため、まず、①部分の記載事項により、特定の個人を識別することができるかどうかを検討する。

①部分の記載事項は、個人の意見に関する事項であり、個人に関する情報である。

しかし、当審議会が見聞したところ、①部分には、直接個人を識別できる内容は記載されておらず、また、記載されている意見は、説明会などの公の場で発言されたものではなく、事業者と当該近隣関係者との個別のやり取りの中で発言されたものであることからすれば、他の情報と照合しても、特定の個人を識別することができる可能性は極めて低いと考えられる。

よって、①部分の記載事項により、特定の個人を識別することはできないというべきである。

(3) 次に、①部分の記載事項により、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるかどうかを検討する。

これに該当する情報の例としては、未発表の著作物や研究論文で、公開されると著作権（公表権）が侵害されたり、研究に支障が生じたりする情報、個人の反省文やカルテなど、当該個人のコントロール下に置くべき情報などが挙げられる。

しかし、①部分の記載事項がこういった情報に該当するといった事情は見受けられない。

よって、①部分の記載事項を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれはないというべきである。

(4) 以上のとおり，①部分は，条例第7条第2号本文の非公開情報に該当するとはいえない。

(5) また，①部分が条例第7条第2号本文以外の非公開情報に該当するといった事情や，①部分に記載された意見の発言者が発言内容を公にしないことを求めているといった事情，意見の提出に当たり，公にしないことを前提として発言を求めたといった事情は見受けられない。

(6) 以上のことから，当審議会は，①部分は公開すべきであると判断する。

#### 4 争点(3)についての判断

②部分別紙について，該当する行政情報が存在しないことによる非公開決定が妥当かについて判断する。

(1) 当審議会は，平成31年3月18日，②部分別紙を実施機関が保有しているかどうかを確認するため，実施機関に対して，調査及び聞取りを行った。

(2) 実施機関（都市整備部建築指導課）において，保管場所や関係するファイルの確認を行ったが，②部分別紙の存在は確認できなかった。

(3) また，実施機関は，②部分別紙を事業者に返却したため保有していない旨を主張していることから，返却の経緯及び理由について聞取りを行ったところ，実施機関によれば，返却の経緯及び理由は，次のとおりである。

ア 実施報告書が提出された時点では，②部分別紙が添付されていた。

イ 指導要綱は，一定規模以上の建築物の建築計画を近隣関係者が事前に把握するためのものであることから，建築計画に関する意見は実施報告書に添付する必要があるが，そうではない意見は添付する必要がないと思われるところ，②部分別紙の記載内容は，建築計画そのものに関する意見ではないと実施機関の担当者において判断したことから，事業者に連絡し，建築計画に関する意見でないことを確認した上で，②部分別紙を返却した。

ウ なお，実施機関の担当者は，②部分別紙を返却したのみで，近隣関係者名簿の「要望：別紙記載」部分の訂正は求めなかった。

(4) 実施機関が②部分別紙を返却したことについては、担当者が返却を判断したり、必要な訂正を求めないまま②部分別紙を受け取っているかのような誤解を与えるといった事務の取扱いには疑義が残るものの、上記の調査及び聞き取りの結果、実施機関が②部分別紙を保有していないこと自体は認められる。

(5) 以上のことから、当審議会は、実施機関は②部分別紙を保有しておらず、このことを理由とする非公開決定は妥当であると判断する。

## 5 結論

以上のことから、当審議会は、本件処分のうち、非公開とされた①部分は公開すべきであり、②部分の非公開決定は妥当であると判断する。

よって、「第1 松山市文書法制審議会の結論」のとおり答申する。

## 第10 審議の経過

年月日	経過
平成31年2月18日	諮問書の受理
平成31年3月4日	第1回審議
平成31年3月18日	第2回審議・実地調査
平成31年4月15日	第3回審議
令和元年5月14日	答申

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会情報公開分科会

委員 光信 一宏

同 甲斐 朋香

同 高橋 直子